



平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 日本コンベヤ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 西尾佳純  
(コード番号 6375 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 取締役管理本部長 石田稔夫  
(TEL : 072-872-2151)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 定款変更案第 2 条は、今後の事業内容の多様化に対応するため事業目的を追加するものであります。
- (2) 定款変更案第 32 条は、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を 4 年とするものであります。
- (3) その他上記の変更に伴い条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線\_\_\_\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(18) (条文省略)	(1)～(18) (現行どおり)
(新 設)	<u>(19) 一般労働者派遣事業</u>
<u>(19) 関連事業への投資</u>	<u>(20)</u> (現行どおり)
<u>(20) 前各号に附帯関連する一切の業務</u>	<u>(21)</u> (現行どおり)
(新 設)	<u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u> <u>第 32 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
<u>第 32 条～第 41 条</u> (条文省略)	<u>第 33 条～第 42 条</u> (現行どおり)

#### 3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 25 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 25 日

以上